

令和5年度 小鹿野町の指名停止等一覧表

令和5年5月1日現在 総合政策課

No.	会社名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
1	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚 一丁目21番5号	令和5年 2月21日から 令和5年 6月20日まで (4月)	当該事業者の専務取締役が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、独占禁止法に違反する行為（不当な取引制限）を行っていた容疑により、令和5年2月8日東京地方検察庁に逮捕されたため。
2	水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	令和5年 3月10日から 令和5年 5月9日まで (2月)	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。

No.	会社名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
3	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	令和5年 3月10日から 令和5年 5月9日まで (2月)	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
4	株式会社S・Efrontier	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野486	令和5年 4月11日から 令和5年 5月10日まで (1月)	秩父広域市町村圏組合が発注した横瀬町町道3189号線外配水管布設替工事において、過積載が行われているとの通報があり、当該工事の監督員が調査したところ、過積載の事実が確認されたため。
5	青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1番地	令和5年 4月11日から 令和5年 5月10日まで (1月)	岩手県内における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に違反するとして、令和5年3月17日に国土交通省関東地方整備局から監督処分（同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分）を受けたため。

No.	会 社 名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
6	アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田一丁目12番1号	令和5年 4月11日から 令和5年12月10日まで (8月)	<p>(1)公正取引委員会から独立行政法人国立病院機構が発注した医薬品の入札について共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることで、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限していた行為は独占禁止法第3条の規定に違反するとし、令和5年3月24日、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。</p> <p>(2)左記業者は、令和3年1月8日から令和3年8月7日までの間、入札参加停止措置（別表第2第4号（独占禁止法違反行為））を受けており、入札参加停止期間の特例（入札参加停止期間2倍）に該当する。</p>